

1-1 合意により独占禁止法違反の疑いを解決する仕組み(確約手続)の導入

TPP協定(合意により事件を解決する制度の導入に関する規定)の内容

- TPP協定には、競争法の違反の疑いについて競争当局と事業者との合意により自主的に解決する制度の導入に関する規定が含まれている。

検討の経緯

- 上記規定については、現行法上担保されていないところ、独占禁止法を改正し「合意により自主的に解決する」制度である確約手続の導入について検討することとした。
- なお、確約手続は、EUの競争法の執行機関である欧州委員会において2004年に導入されたところ、公正取引委員会では、これまでその運用状況について注視してきた。また、「独占禁止法審査手続についての懇談会」(内閣府特命担当大臣主宰の懇談会)において平成26年12月に取りまとめられた報告書においても、確約手続について検討を進めていくことが適当とされたところである。

法案審議の状況

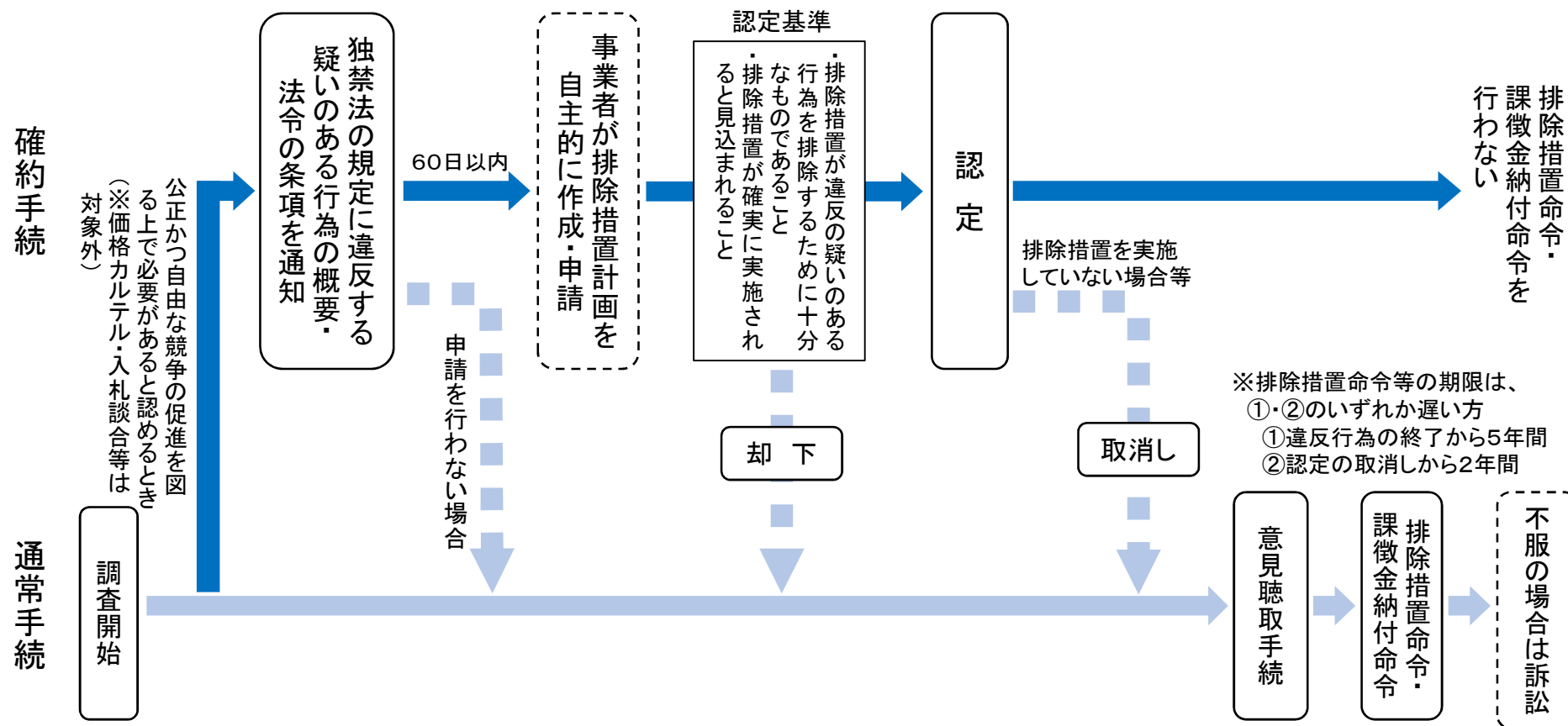
- 確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含むTPP協定整備法案は、平成28年3月8日に第190回通常国会へ提出され、同年3月24日に衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会へ付託された後、同年6月1日に衆議院において閉会中審査とされた。

1-2 TPP協定整備法案(独占禁止法改正関係)の概要

改正の概要

- 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み(確約手続)を導入する。
- このような仕組みは、競争上の問題の早期是正、当局と事業者が協調的に事件処理を行う領域の拡大に資するものである。

新たに導入する仕組み(確約手続)の概要



施行期日

- TPP協定が日本国について効力を生ずる日